

体育施設(田主丸地域)指定管理者募集に係る質問及び回答

No..	質問	回答
1	現在の管理スタッフの人数及び勤務シフトについて教えていただきたい。	【管理スタッフ数】 ○職員2名、パートタイマー5名 【勤務シフト】 ○田主丸アリーナ事務室 ○東部運動公園管理棟 常時3～5名勤務 ※職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないようお願いします。
2	電気設備、空調設備、消防設備、建物付帯設備等保守点検が必要な設備の仕様詳細と点検項目を教えていただきたい。	別紙資料①をご参照ください。
3	現在外部業者へ業務委託されている業務について、委託先及び委託内容を教えていただきたい。	指定管理者が業務委託を行う委託先及び委託内容については、個別のノウハウ等に係る部分が含まれるため非公開となります。 田主丸アリーナの業務委託については、別紙資料②をご参照ください。
4	過去3年間の受託事業、自主事業の実施内容、定員、応募者数、参加者数、料金設定について教えていただきたい。	別紙資料③をご参照ください。
5	過去3年間の各施設別の利用状況(利用者数・稼働率等)を教えていただきたい。	別紙資料④をご参照ください。
6	現在当該施設にて活動されている登録団体名、参加人数、活動内容を教えていただきたい。	現在、当該施設において活動団体の登録制度はありません。 主に、バスケットボール、バドミントン、空手、ジュニアバレー、ジュニア卓球、部活動等で利用されています。
7	現在設置されている自販機の過去3年間の売り上げ実績と行政財産使用料を教えていただきたい。	現在設置されている自動販売機は、指定管理とは関係ありません。自動販売機の売り上げ等については、行政財産使用許可に係る書類を情報公開請求することが可能です。ただし、開示の可否については、久留米市情報公開条例に基づき判断します。
8	過去3年間の施設使用料等の内訳(貸室料・自主事業収入・受託事業収入)を教えていただきたい。	施設の利用料金については別紙資料④をご参照ください。また、自主事業収入については別紙資料③をご参照ください。
9	過去3年間の光熱水費の内訳(ガス代・水道代・電気代)を教えていただきたい。	別紙資料⑤をご参照ください。
10	過去3年間の修繕内容とその費用の内訳について教えていただきたい。	別紙資料⑥をご参照ください。
11	直近で修繕が必要とされるものがあれば教えていただきたい。	【田主丸アリーナ】 ・1階男子トイレ小便器センサー故障 ・1～3階 階段手すり溶接外れ改修 ・第2軽運動室西側倉庫電気設備不良

体育施設(田主丸地域)指定管理者募集に係る質問及び回答

No.	質問	回答
12	田主丸アリーナの管理委託料の内容を教えてください。	<p>管理委託料の内容は施設管理業務であり、主なものは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来館者対応 ・業務終了後の施錠及び火気の確認 ・各部屋の清掃及び整理整頓 ・火災、盗難、事故の予防。電気、ガス漏洩の確認 ・火災その他異常事態発生時の迅速な消火活動等。復旧作業等への全面的な協力 等
13	過去3年間の業務委託費の内訳を教えてください。	別紙資料②をご参照ください。
14	久留米市より借受け出来る備品の明細を教えてください。	別紙資料⑦をご参照ください。
15	久留米市より借り受けた備品のなかで定期メンテナンスが必要なものがあればメンテナンス内容・頻度を教えてください。	田主丸アリーナ第1軽運動室に設置のピアノの調律が必要です。(年1回)
16	現管理者が独自に設置している備品があれば教えてください。	貸出し用として、事務室及び東部運動公園に扇風機、コードリールがそれぞれあります。また、事務室及び東部運動公園管理棟で使用されている事務用品・備品類のほとんどは現指定管理者の持ち込みとなります。
17	過去3年間の減免実績について教えてください。	別紙資料④をご参照ください。
18	現管理者がリース契約しているものがあれば、契約内容、リース期間、物品名等教えてください。	指定管理者がリース契約しているものはありません。
19	現管理者がリース契約をしており、次期管理者がリースを引き継がなければならないものがあれば教えてください。	指定管理者がリース契約しているものはありません。
20	施設利用者に対し貸出をしている器具・備品について、名称・数量・貸出料金を教えてください。	別紙資料⑦をご参照ください。一部を除いて、サッカーゴールやホームベース、卓球台等、基本的には貸出可能であり、料金は徴収していません。
21	施設敷地内の構築物等の管理について保守点検等必要なものがあれば、仕様や点検項目を教えてください。	別紙資料①をご参照ください。
22	修繕費の予算設定について、各年度200万円以上の設定をすることとなっておりますが、修繕費の決算額が予算額を下回った場合、差額を市へ返還する必要はあるのか教えてください。	施設の利用に支障をきたさないよう施設・設備の修繕・改修を行うためには、最低でも年間200万円の予算が必要と考えています。修繕費の予算額と決算額の差額が大きくなりそうな場合は、市と協議を行いますが、その上で、決算額が予算額を下回っても差額を市に返還する必要はありません。

体育施設(田主丸地域)指定管理者募集に係る質問及び回答

No..	質問	回答
23	<p>利用予約の受付につきまして、必ず窓口に来館いただいでご予約いただく必要がありますか。 電話・FAX・Eメールなどでの予約の仮受付をし、利用料金納付をもって正式予約とするような受付方法は可能でしょうか。</p>	<p>利用予約の受付については、窓口での申請となります。ただし、電話で仮予約を行い、3日以内に窓口で本申請をしていただくことも可能です。</p>
24	<p>令和3年度までに受けた令和4年度以降の予約について、指定管理開始後にキャンセルとなった際に発生する利用料金の還付について、還付金の負担者は現管理者でしょうか、それとも新指定管理者の負担となるのか教えていただきたい。</p>	<p>募集要項P5～6の利用料金に関する記載のとおり、令和3年度内に令和4年度以降の予約分の料金収入があった場合、現管理者Aが収受します。もし、同予約において、令和4年度以降にキャンセルがあった場合、新管理者Bが還付します。 また、次期指定期間終了前に翌年度使用分の料金を指定管理者が収受した場合は、管理者Bの収入になるというサイクルでの運用となります。 利用料金については基本的に前納制をとっており、悪天候等のやむを得ない事情を除き、自己都合によるキャンセルの還付はありません。</p>